



Title	包括的平和構築考 : 文化の視座から
Author(s)	福島, 安紀子
Citation	国際公共政策研究. 2008, 13(1), p. 89-99
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4272
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

包括的平和構築考－文化の視座から

Comprehensive Peacebuilding through Cultural Initiatives

福島安紀子*

Akiko FUKUSHIMA *

Abstract

Peacekeeping has been the central focus of peace operations in the decade immediately after the end of the Cold War when intra-state conflicts erupted around the world. Even following the conclusion of a peace accord, about half of these civil-war type conflicts reignited. As a result, both the parties in conflict and the international community as a whole focus also on the next phase of peacekeeping, namely peacebuilding as well. Thus peacebuilding has in recent years loomed large at the United Nations through its newly created commission and in the Japanese foreign policy.

This paper examines the genuine need for comprehensive peacebuilding to halt the vicious cycle of conflict, particularly through cultural initiatives.

キーワード：人間の安全保障、平和構築、平和維持、平和の定着

Keywords : human security, peacebuilding, peace keeping, consolidation of peace

* 国際交流基金特別研究員

はじめに

武力紛争は一旦始まると、終わらせるのは難しい。世界銀行の調査によると21世紀に入り、国家間戦争の数は激減したが、内戦型の紛争はまだ多い。スウェーデン・ウプサラ大学の統計によると内戦型紛争は冷戦直後の年間50件強よりは減少したが、それでも2007年には約30件発生している¹⁾。しかも国家間戦争は発生してもほとんどが6カ月以内に終結しているが、内戦は長く続くことが多く、平均で紛争継続期間は約7年の長期に及んでいる²⁾。さらに、内戦が一旦収束しても5年以内に再発生している割合は、約44%と報告されている³⁾。その上このような内戦型紛争が長く続く間に国家が弱体化したり、場合によっては破綻することもあり。そのようにガバナンスが崩壊している中で戦闘が繰り返されることにより市民に何十万人、何百万人の犠牲者が発生し、極端な場合は対決するグループによる大量虐殺も行われている。そのため自らの家を捨てて別の土地に避難することを余儀なくされる国内避難民、あるいは祖国を追われる難民も大量に発生している。このような状況を踏まえて、21世紀に入って紛争後の平和維持だけではなく、その後の平和構築、或いは再構築の必要性が痛感され、国連においては平和構築委員会が設置されている。日本政府も「平和協力国家」を標榜するなかで、政策としても平和構築に注力するようになってきたのである。

本稿では、この平和構築とは何かを概念的に整理した後、平和構築の実践がこれまで注目されてきた開発援助による経済的なインフラの整備にとどまらず、紛争地の人々の心の和解、憎悪の軽減にまで踏み込む必要があることを筆者の所属する国際交流基金の事例を参照しつつ考察する。

I. 平和構築とは何か

平和構築の概念は、図1に示すように変化してきている。ちなみに国連において平和構築が最初に注目されたのは、1992年のブトロス・ガリ国連事務総長（当時）の『平和への課題（*An Agenda for Peace*）』と題した報告書⁴⁾である。同報告書では平和構築は、「紛争の再発を防ぐため平和を強化、固定化するのに役立つ構造を確認、支援する行動」と狭義に定義された。すなわち、同報告書では、図1に示すように平和構築は紛争のサイクルを時系列的に見た場合に予防外交、平和創造、平和維持の後にくる活動とされ、「平和をさらに永続的な基盤に載せることができるのは、根底にある経済、社会、文化および人道に取り組む持続的かつ協力的な活動以外にはない」と位置づけられた。

一方、冷戦後の紛争の変容を踏まえて、国連の平和維持活動（PKO）の在り方を再考するため

1) Uppsala Universitet, Uppsala Conflict Data Programme,
<<http://www.pcr.uu.se/research/UCDP/graphs1.htm>> (2007年9月26日アクセス)

2) 世界銀行（田村勝省訳）『戦乱下の開発政策』シュプリンガー・フェアラーク東京、2004、p.85（原著は、World Bank, *Breaking the Conflict Trap: Civil War and Development Policy*, The World Bank/Oxford University Press, 2003）

3) 同上、p.76.

4) *An Agenda for UN.Doc. A/47/277-S/24111*, 17 June 1992.

に設置された国連平和維持活動に関する委員会の報告書（2000年に発表、通称ブラヒミ報告）では、平和構築は「平和の基礎を組み立て直し、その基礎に基づき単に戦争がないという以上の状態を構築する手段を提供する措置」と定義された。この報告書では平和構築活動を紛争後に限定せず、平和維持活動と平和構築活動が同時に重なって実施されることを想定し、平和支援活動が継目のない「統合」された活動であることが強調された⁵⁾。

2004年12月にコフィ・アナン国連事務総長の委託を受けて国連改革を議論した「脅威・挑戦および変革に関するハイレベル・パネル（The High-level Panel on Threats, Challenges and Change, 以下ハイレベル・パネル）」は、その報告書「より安全な世界—われわれの共有する責任—（*A More Secure World: our shared responsibility*）」⁶⁾の中で平和構築をブラヒミ報告同様に幅広く解釈し、さらに紛争発生以前の紛争予防から紛争終結後の復興活動を含むとした⁷⁾。そして国連本部に平和構築を実施する機関として平和構築委員会の設置を提言した。

このハイレベル・パネル報告書を踏まえて2005年3月には、同年9月の国連首脳会合に向けて、コフィ・アナン国連事務総長が提出した「より大きな自由を求めて（*In Larger Freedom: towards development, security and human rights for all*）」と題した報告書が発表されたがこの中においては平和構築は紛争後の段階に限定され、紛争予防の段階は含まないとした⁸⁾。

2005年9月に開催された国連首脳会合の成果文書（World Summit Outcome）では、事務総長が進言した平和構築委員会（Peacebuilding Commission: PBC）、平和構築活動を支援する平和構築支援事務局（Peacebuilding Support office: PBSO）と平和構築基金（Peacebuilding Fund: PBF）の設置が合意された。しかし、設置にあたり、同委員会を総会と安保理のいずれの下部機関にするか、同委員会の構成国、議題の設定方法、紛争当事国の関与等を巡って加盟国の利害が対立し、設立協議が難航したが、翌年2006年6月によりやく発足した⁹⁾。そして同委員会では紛争後の平和構築に焦点が絞られている。平和構築委員会の対象国の選定において平和構築活動が平和維持活動終了後に展開されるのか、それとも同時並行的に実施されるのか等まだ概念的には混乱が残っている。そのため、平和構築委員会の対象国になり、援助は受けたいものの同委員会の対象国になると平和維持部隊が撤退することを懸念して、対象国になることを躊躇する元紛争地も出てくる¹⁰⁾。2008年5月現在同委員会はブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウを平和構築の対象国として取り上げている。

平和構築委員会には、組織・手続き事項、対象国の選定や委員会の活動の在り方について協議を

5) *Report of the Panel on United Nations Peace Operations*, UN Doc, A/55/305-S/2000/809, para.13.

6) UN.DOC.A/59/2004, 2 December 2004.

7) *A More Secure World: our shared responsibility: Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change*, UN Doc, A/59/2005, para.114.

8) *In Larger Freedom: towards development, security and human rights for all*, UN Doc. A/59/2005

9) 著者の2008年1月の国連本部におけるヒアリングに基づく。山内麻里 「国連における平和構築の潮流 - 平和構築委員会設立-」 外務省調査月報 2006年度/ No.2 平成18年11月1日発行、外務省第1国際情報官室 pp.26-27

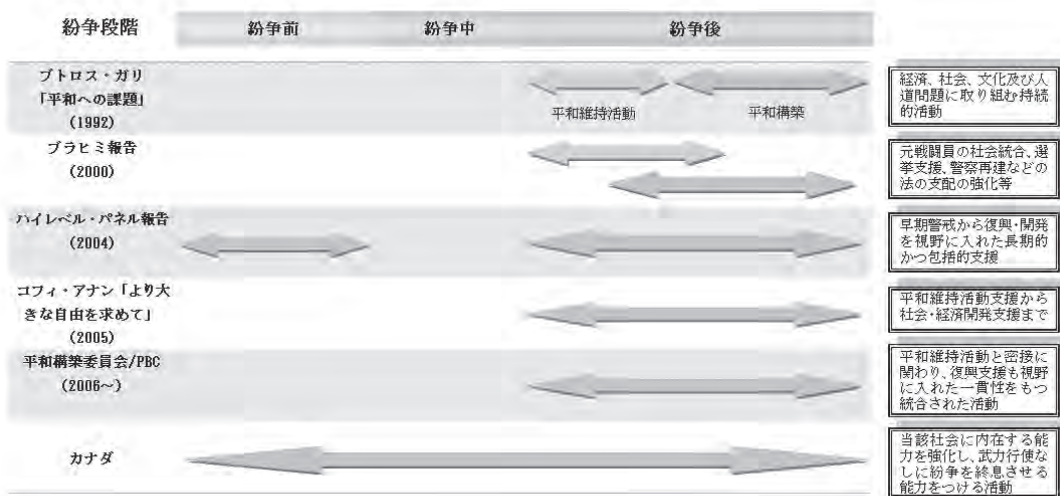
10) 外務省ホームページ「国連平和構築委員会」概要、

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/gaiyo.html 2008年5月30日にアクセス。

行方組織委員会が設けられ、議長は任期1年で地域グループで輪番制となっている。初代はアフリカ・グループからアンゴラが選出され、第2代議長はアジア・グループから日本が選出された。

また、成果文書で謳われた平和構築基金（PBF）も2006年10月に設立されており、同基金は国連事務局が管理・運営している。この基金には2008年3月現在で2億2千6百万ドルが拠出されているが、日本が第3位として2千万ドルを拠出している。この基金は、平和構築委員会の対象国を支援するのみならず、その他の国への支援も認められている。一部には委員会の対象国になると手続きが複雑であるとして基金からの支援を希望する国もある。

図1 国連等における平和構築概念の系譜



外務省調査月報 2006年度 No. 2 を参考に著者作成

日本政府はこの国連の解釈、即ち紛争後に限定した平和構築の解釈をとっているが、カナダは図1にも示すように平和構築を以下のように包括的に定義している。「平和構築は国内の平和の蓋然性を強め、武力紛争の蓋然性を下げるための努力をさす。平和構築の全体的な目標は当該社会に内在する能力を強化し、武力行使なしに紛争を終息させる能力をつけることである。従って平和構築は紛争前、紛争中、紛争後のいずれの状況にもあてはまる¹¹⁾。」

なお、筆者は平和構築は永続的な平和を構築ないし再構築する活動であると解釈し、紛争後のみではなく、紛争の再発防止や紛争予防にも関わると考え、紛争予防から紛争後までの包括的な平和構築活動の解釈に立つ。

11) Michael Small, "Peacebuilding in Postconflict Societies," eds by Rob McRae and Don Hubert, *Human Security and the New Diplomacy: Protecting People, Promoting Peace*, McGill-Queens's University Press, Montreal & Kingston/London/Ithaca, 2001, pp.78-79.

Ⅱ. 日本の平和構築への取組

日本政府は近年平和構築活動に積極的に取り組んでいる。この方針が最初に打ち出されたのは小泉純一郎首相（当時）のシドニーにおける演説であった。この演説で日本は平和構築の中心である「平和の定着と国造り」のための協力を強化し、国際協力の柱にするという方針を打ち出した¹²⁾。そして2003年8月に発表した新しい政府開発援助（ODA）大綱の決定に際して、「人間の安全保障」と「平和の構築」を旧ODA大綱見直し後の主要な課題の一つと位置づけた。2008年1月の国会における施政方針演説において福田康夫首相は、日本は国際社会の平和と発展に貢献する「平和協力国家」となると述べ、「平和構築分野での協力をさらに進めるため、我が国が人材育成や研究・知的貢献の拠点になることを目指す」と述べた¹³⁾。

さらに2008年1月に東京で開催された「平和構築に関するシンポジウム」で演説した高村外務大臣は日本の平和構築への取組みについて、その発端は1989年のカンボジア和平に関するパリ会議が「日本にとって平和構築開闢の年」であったと指摘した。すなわち、翌年の1990年にはカンボジアの紛争当事者を日本に招き和平会議を開催し、1992年6月の国際平和協力法成立後、同年9月にカンボジアの国連PKOであるUNTACに日本の自衛隊や文民を派遣し、カンボジア和平に「主導的な役割」を果たしたと回顧した。その上で平和構築への取組みについて「日本は平和を創る国である。平和構築とは、日本にとって一つの国是であるという、それくらいの覚悟を定める年にしたい」と意気込みを述べた。さらに「日本といえば、平和構築に頑張る国、平和構築といえばそれは日本が得意な仕事という風に、内外の人々に思い浮かべてもらえる国」にしたいと抱負を語った。そして具体的な日本の事業として「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の例をあげ、平和構築の日本とアジアの人材作りに取り組んでいることを紹介した¹⁴⁾。

その上で高村外務大臣は、日本は平和構築といってもこれまではODAを中心に二国間援助、国際機関経由の援助を経済援助として実施してきたが、最近では小型武器の回収や地雷の除去、元兵士の社会復帰といった治安に直結する分野への支援をはじめていると述べた。日本はこれまで軍や軍警察が実施する平和活動に対しては、軍が絡む限り直接支援はしてこなかったが、最近ではアフリカ各地のPKOセンターへの支援を始めており、今後はマレーシアのPKOセンターへの支援を計画している。日本は前述の「平和協力国家」の実践にあたり、平和構築への取組みをさらに積極的に展開するという基本政策に則って平和協力のための「一般法」の整備を検討している。

日本は平和維持活動への自衛隊や文民の派遣については、憲法9条の制約があったが、平和構築

12) 小泉総理大臣演説、「創造的パートナーシップに向けて」アジア協会主催後援会、シドニー、平成14年5月1日、http://www.mofa.go.jp/mofai/press/enzetsu/14/ekoi_0501.html、2008年5月30日にアクセス。

13) 第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説、平成20年1月18日、<http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/01/18housin.html> 2008年5月28日にアクセス。

14) 高村正彦外務大臣 スピーチ 「平和の創り手『日本』」、シンポジウム「平和を築る－日本と国連」平成20年1月24日、東京。http://www.mofa.go.jp/mofai/press/enzetsu20/ekmr_0124.html 2008年5月27日にアクセス。

ではその制約もなく、第2次世界大戦後の自らの復興経験も生かしつつ比較優位をもつと星野俊也大阪大学教授は指摘する¹⁵⁾。また、故小渕首相の提唱以来、日本政府が外交の重要な視座としてきた「人間の安全保障」の実践のひとつが平和構築と言えよう¹⁶⁾。

Ⅲ. 平和構築における文化の役割

包括的な平和構築においては、前述のように政治、経済、社会の各側面からガバナンスを整備していくことが重要である。しかしながら、それだけでは平和の必要条件は満たされるが十分条件は満たされない。復興もしくは平和のための仕組みをつくるためには、和平合意が履行されることがまず必要であり、そのモニターのために軍事的な平和維持活動も必要である。その上でこれまで日本が積極的に取り組んできた政府開発援助（ODA）による橋、道路、学校、住宅、病院、上下水道等の社会・経済的なインフラが物理的に整備されることが次に必要である。この分野における平和構築では、日本は実績がある。

だが、それだけでは平和はなかなか定着しない。紛争勃発前の段階では対立する人々の相互の誤解、無理解、不信任感を払拭し意思疎通をはかることが、紛争発生後の蓋然性を低減することに役立つ。紛争後は対立による溝が深まり、虐殺、殺戮や暴行の記憶が生々しいなかで、対立するグループの間の和解なくしては、憎悪や心の傷はいつまでも残り、紛争再燃の蓋然性は燦々たる。真の意味の平和構築のためには物理的、経済的な支援による復興とあわせて紛争地に生きる人々の心理をも含めた文化面での平和構築もまた不可欠である。

これは前述の累次の国連における報告書でも言及されている。ブトロス・ガリ国連事務総長（当時）の『平和への課題』報告においても「平和をさらに永続的な基盤に載せることができるのは、根底にある経済、社会、文化および人道に取り組む持続的かつ協力的な活動以外にない」と文化面のアプローチの必要性が指摘されている。また、『平和への課題』¹⁷⁾ から2年後の1994年にガリ国連事務総長が発表した『開発への課題』¹⁸⁾ 報告では、平和構築の中・長期的任務として「平和の文化を醸成すること」が挙げられている。

平和構築の概念的フレームワークといえる「人間の安全保障」においても、文化が平和に果たす役割はすでに認識されている。例えば、2003年の人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』の中でも「人間に本来備わっている強さと希望に拠って立ち、人々が生存・生活・尊厳を享受するために、必要な基本的手段を手にすることができるよう、政治・社会・環境・経済・軍事・文化といった制度を一体として作り上げていくことを意味する」¹⁹⁾ と文化も含めた環境の醸成が

15) 星野俊也「平和構築の時代—日本がリードする人間の安全保障+国家機能の再建」『外交フォーラム』平成19年11月 pp.30-31.

16) 人間の安全保障と平和構築との関係については、拙著「人間の安全保障」2008年出版予定参照。

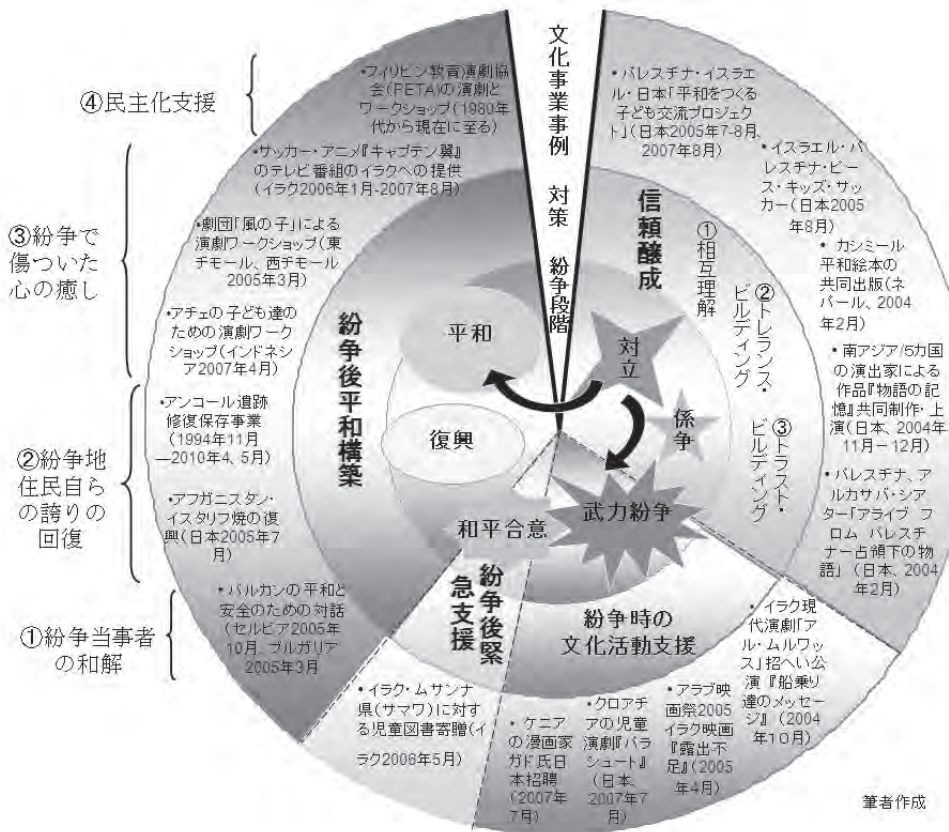
17) *An Agenda for Peace: Preventive diplomacy, peacemaking and peace-keeping*, UN A/47/277-S/2411, 17 June 1992

18) *An Agenda for Development Report of the Secretary-General*, UN A/48/935, 6 May 1994.

19) 人間の安全保障委員会報告書、『安全保障の今日的課題』朝日新聞社、2003年、p.11

必要であることが指摘されている。さらに、2004年に発表された文化外交の推進に関する懇談会の報告書『「文化交流の平和国家」日本の創造を』の中でも「紛争を予防するための異なる文化間、文明間の相互理解と信頼の涵養」²⁰⁾の必要性が謳われている。しかしながら、平和構築の文化的側面についてはその必要性は言及されているもののこれまで深く追究されてこなかった。そこで本節では平和構築の中でも文化関連活動の役割にスポットをあててみたい。そして、包括的な平和構築における文化の役割を紛争の段階、すなわち（１）対立、係争段階、（２）武力紛争段階、（３）停戦・和平合意段階、（４）紛争後復興段階に分けて、以下に考察する。これを概念的に図２に整理したが、実際にはこれらの諸段階は重複することも多く、現実にはこのようにきれいに分かれるわけではない。なお、図２には文化関連活動の事例も挙げているが、紙幅の制限で詳細の記述は割愛する²¹⁾。

図２ 包括的な平和構築に果たす文化関連活動の役割



(1) 対立・係争段階—信頼醸成

まず、「対立」「係争」段階であるが、これは武力紛争に至っては至っていないが、さまざまな要因

20) 文化外交の推進に関する懇談会報告書『「文化交流の平和国家」日本の創造を』、内閣官房、2004年、p.3

21) 各文化関連活動の事例については国際交流基金刊「文化が平和を創る」2008年3月等参照。

を背景として現地の異なったグループが対立する段階である。場合によっては、本格的な武力紛争には至っていないが小競り合いが散発している段階である。異なるグループ間の対立が発生するとお互いの意思疎通が少なくなり、それがいやがおうにも不信感を助長し、対立がさらに激化する。この段階では（１）相互理解のためのコミュニケーションをはかる、（２）無理解がはなはだしい場合は、相手の考え方を受け入れないまでも容認する寛容性を育むトレランス・ビルディングを促す、（３）不信感を低減するべく信頼感を醸成するトラスト・ビルディングを促すことが必要である。この段階で広義の信頼醸成が進まないと対立が武力紛争にエスカレートしかねない。だが信頼醸成が効を奏せば、武力衝突を回避して平和を維持することも可能である。グループが対立・敵対している場合は、政治的な対話はなかなか成立しがたいが、文化を触媒として接触をはかることは双方抵抗感が低く、受け入れやすい。

例えば、イスラエルとパレスチナの対立の事例が挙げられる。1947年の第1次中東戦争以来両者の対立は続いている。政治的な中東和平はノルウェー、アメリカをはじめ様々な国々が調停役や仲介者にたっているが成果はあがっていない。このような対立を続けているイスラエルとパレスチナでは、関係者が出会う機会を持つことすら現地では容易ではない。また、子供達も親の対立を見ながら育ち、それぞれ相手に対して偏見と不信感を持っている。この様な状況で文化関連活動を通じて信頼醸成を促進させるべく、両地域の子供達を日本に招聘し一定期間ともに生活させ、サッカーの親善試合、また日本文化とのふれあいの機会を提供している事例がある。それまでお互いに接触のなかった子供達は、出会うことでお互いを知り合い、友情をはぐくんでいる。

このような信頼醸成を目的とした文化関連活動は、中東和平に限らず、アジアでも幅広く展開されている。例えばインドとパキстанは1947年8月に分離独立して以来、カシミールの領有権などをめぐって半世紀以上にわたって争ってきた。このインドとパキстанの児童教育や画家、編集者をネパールに招き、日本の専門家も参加して絵本を共同制作している事例がある。このように文化関連活動は、対立するグループ間の相互理解の「触媒」として、相互の意思疎通をはかり、信頼醸成を促す「ファシリテーター」の役割を果たす。

（２）武力紛争段階—紛争時の文化活動支援

「対立」が「武力紛争」にエスカレートした場合には、その解決は外交努力による調停、場合によっては武力紛争を収束させるために軍隊の派遣などの介入手段が必要となる。武力紛争中には文化が果たせる役割は極めて限られていると言わざるをえない。しかしながら、武力紛争中であっても文化関連活動の役割が皆無というわけではない。紛争中は紛争地の人々が鬱屈した感情の捌け口がなく、むしろ絵画、詩、演劇、音楽などの芸術作品の制作や公演に自己表現の道を見出し、すぐれた作品や傑作が生まれる場合もある。これらの作品の制作や発表は政権が圧政を敷いている場合にはなかなか難しいが、これを政治的な問題を起さずに支援することができれば、紛争地の人々にとっては孤立しているのではなく、国際社会の関心が寄せられていることを知る機会になり、救い

の道を開くことになろう。その事例としてはケニアの漫画家ガド氏への支援やイラクのウダイ・ラシード監督の映画「露出不足 (Underexposure)」の上演支援などの例があり、このような活動は国際社会の当該紛争地に対する関心を高めることにもつながる。

(3) 停戦・和平合意段階—平和維持・緊急支援

停戦合意、さらには和平合意により武力紛争は終焉を迎える。だが、和平合意だけでは平和は来ない。停戦・和平合意が成立した後でも、まだ戦闘がおこなわれる場合もあり、和平合意の履行をモニターし、万が一武力が用いられる場合にはこれを阻止する軍事力も含めた平和維持活動が必要である。また、紛争直後の対症療法的な緊急支援としては、難民や国内避難民に対する人道援助や戦争犠牲者に対する医療援助などがある。これは、紛争後の脆弱な平和の段階で現地の人々が平和を実感できるように、また将来に希望がもてるようにする活動である。まだ、平和が確立していない段階であるからこそ、現地の文化的な要素にも十分配慮した支援が求められる。

そして、停戦後復興のための治安維持を目的に平和維持部隊や多国籍軍が派遣されることが多い。この場合目的が人道であっても軍隊が派遣される場合、特に外国の軍隊には市民が誤解し不安を覚え、反発をする。その場合に軍隊と現地市民の文化交流がこのような反発を和らげ、軍隊が現地市民に受け入れられることを促進する。そのような事例としては自衛隊がイラクのムサンナ県に復興支援のために派遣されていた際に国際交流基金が皇后陛下作『はじめてのやまのぼり』のアラビア語版を制作し、『折り紙キット』やその他の児童図書とともに現地の子供達に寄贈して喜ばれた例がある。長く本に餓えていた子供達はむさぼるように熱中し、折り紙で自衛隊員と交流したと報告されている。また、折り紙は現地の小学校の工作の時間にも活用され、自衛隊と地域住民の信頼関係構築にも役立った。

(4) 復興—紛争後平和構築

武力紛争がある程度収束すると復興段階に入る。この段階は平和が本格的に元紛争地に根付くために、インフラ整備などの経済援助とあわせて次の4項目が必要である。(1) 紛争当事者間の和解、(2) 紛争地住民の自らの誇りの回復、(3) 紛争で傷ついた心の癒し(ヒーリング)、(4) 民主化支援である。

① 紛争当事者間の和解

紛争で武力衝突した住民の間には紛争前よりも相互憎悪がいやがおうにも深まる。この憎しみが緩和・解消されなければ平和は根付かず、再び紛争が発生しかねない。そのためには紛争前平和構築でも必要である相手の文化の理解・尊重が必要である。また、紛争で傷ついた心の癒しは、この憎悪の解消につながる相手を赦す心を育むことにもつながる。紛争当事者間の和解を促進するためには様々な対話を支援するのも一つの文化関連活動である。

② 紛争地住民の自らの誇りの回復

紛争中は武力衝突の下で逃げ回り、虐殺され、村も焼かれるなど本来の生活基盤を失い、それとともに自らの誇りも失うことが多い。この誇りを回復することが、復興に向かう住民の気力を取り戻すことに繋がる。これが復興を促し、鼓舞することにつながっていく。例えば、文化的伝統の復興に直接協力していくこともその一つであり、歴史的遺跡などの修復では平和安定後の観光の誘致やそれに伴う収入につながっていく。例えばアフガニスタンの伝統的な陶芸の村イスタリフがタリバン政権時代にほとんどの窯を失ったが、現地の若い陶工達を日本の陶器の里に招聘したところ、自らの伝統を再認識し、帰国後陶芸を再開した事例がある。

③ 紛争で傷ついた心の癒し

紛争で傷ついた住民、特に子供の心の傷を癒すことは紛争後平和構築の重要な要素である。長く親や兄弟、親戚、友達が殺されることを目の当たりにした子供たちの心を癒し、将来に希望を持てるようにすることである。独立を巡るインドネシア国軍とGAMの戦闘で傷ついたインドネシア・アチェや、やはり独立を巡る騒乱で両親をなくした東チモールの子供達に日本の児童演劇の専門家を派遣して寸劇を見せ、また自ら創作させることで子供達の心をケアし、父兄や教師にも新たな希望を与えた事例、或いは『キャプテン・翼』のアニメのアラビア語版をイラクのテレビ局に提供し、子供たちが自らの未来に目を向けるようになった事等がある。

(5) 民主化支援

民主化支援では、ガバナンスのための政策支援、議会の設置、選挙制度導入・実施、司法制度整備などがあげられる。日本政府は政府開発援助（ODA）において長く経済開発と民生の向上を目的として、受け入れ国の内政にかかわることは意識的に避けてきた。しかしながら、冷戦後内戦が増加し、紛争後の復興支援では国造り、いわゆるガバナンス支援が不可欠になってきた状況の中で民主化支援も視野に入れるようになった。

例えば、民主的な国家をつくるために、自由で独立したメディアが発達することが重要である。そのためには言論の自由を確保するとともに国造りに関する情報を提供するメディアを育てることが必要である。日本はタリバン政権崩壊後のアフガニスタンのテレビ放送を支援している。さらに民主化支援では、音楽、演劇などの文化的媒体を使うことで一般国民が表現の自由を行使し、実感できる環境を作ること、紛争中に抑圧されて教育の機会を得ることができなかった女性や子供の教育支援も重要である。例えば、識字教育やガバナンス教育をテーマにアートを通した民衆啓発をしているフィリピン教育演劇協会（PETA）を国際交流基金は支援している。

おわりに

このように平和構築において文化関連活動は「触媒」として武力紛争を防止したり、また紛争後に平和を定着させる「ファシリテーター」として包括的平和構築に貢献する。例えば、元紛争地における児童演劇の役割について、「演劇は生活を反映するものであり、安全な環境で様々な感情を経験することができる場」であり、「作品を通じて子供達が生きることの意味、希望と夢を知ることができる」²²⁾と評価されている。紛争直後の不安定な時期には、政治的活動は警戒されがちであるが、文化活動であれば抵抗感が和らぐ。

言うまでもなく1度の文化関連活動により紛争地の平和のために播ける種や希望はわずかかもしれない。参加してくれた現地の人々の心をいやすことができたとしてもそれは大海の一滴にすぎないという声もある。紛争地では住民の夢や希望を政治のうねりや暴力の応酬がすべて押し流していく厳しい現実もあることを忘れてはならない。また、食べることもままならず、安全に住める家も失い、難民キャンプで暮らしている時、また戦争が終わって武装解除されても仕事がなく、家族を食べさせる収入が無い時に「何が文化だ。それより食糧、家屋、建物、道路だ。」という声も強い。

しかし、約5割の再発率といわれる紛争の悪循環を断ち切り、平和を根付かせるためには政治、社会、経済、文化のいずれもが包括的に統合されたひとつのシステムとして機能することが平和構築のために不可欠である。たとえ学校が修復されても、そこで教える人々や学ぶ子供たちの心に紛争の影が色濃く残っているのはこれらの設備も十分には生かされない。長い目でみた平和と安定には、人間の心が本来の姿に立ち戻り、憎悪や対立を超えて将来に希望が持てることが必要である。戦争しか知らない子供たちや住民に、平和な生活がどのような可能性を秘めているかを体験してもらうことで平和の尊さを実感してもらい、これが武力紛争へのエスカレート、あるいは紛争再発を防止することにもつながる。政治的な対立や憎悪がある場合、政治対話は難しくとも「文化」を触媒とする活動や対話は可能な場合が多いし、関係者にとっても受け入れやすい。さらに紛争の原因のひとつに複数の文化の確執があることも念頭に文化関連活動を通じた平和構築も視野にいれることが、本格的な平和構築につながっていく。

22) 2007国際児童・青少年演劇フェスティバルおきなわにおけるイギリスのビッキ・アイルランド アート・イン・アクション 会長のコメントに基づく。